



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上 3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

## 「教えられなかった戦争 中国編」を観て

日本アライアンス教団 大分キリスト教会副牧師 永井一匡

「教えられなかった戦争 中国編」（以下「中国編」）を皆さんと観て意見交換をしました。このドキュメンタリーは、前回観たNHK特集「戦犯たちの告白―1062人の手記」（以下「手記編」）と同じ舞台、第二次世界大戦後の中国の撫順と太原の戦犯管理所で、日本人の戦犯捕虜の方々が実際に経験した出来事です。「中国編」は、主に中国の側の視点で製作されたものです。そのため、日本側の視点で製作された「手記編」より、実際に日本人による残虐行為を見た中国人の方の証言が多くあります。「手記編」では、罪を赦され釈放された元捕虜の日本人の方の証言が中心でした。その皆さんの顔や声は一樣に心から悔い改めたものでした。しかし、それでも、だからこそ、軽々しく口に出せない、具体

的な残虐行為があったようです。今回の「中国編」での中国人の方の証言する日本兵の残虐行為はあまりにもむごいものでした。また、七三一部隊に所属していた元軍医の日本人の方の生体実験の証言も衝撃的でした。「手記編」で、何人もの実際に釈放された元戦犯捕虜の方の証言を聞いていたので、こうしたことが、中国側の一方的なでっち上げではないとわかるだけにとてもつらいものでした。とはいえ、後の意見交換の中で出ていた見解ですが、農民解放のために戦った八路軍が一方的に賞賛されているのは偏りがあるかと思われま

す。賞賛できる戦争などありません。しかし、その辺のことを差し引いても、戦争が残虐行為を生んだということは否定できない事実です。これは、もちろん、第二次世界大戦中の日本だけのことではありません。先のイラク戦争でもあったように、戦争が生み出すものです。皆、初めから残虐な人間だったのではないのです。また、今回の「中国編」では、日本がアジアに侵攻していく中で、いかに日本の財閥が発展してい

ったかを具体的な資料を基に示しています。戦争が何を目的とし、何をもちたらずか、それが何の犠牲の上にあるかを改めて考えさせられました。日本が急いですべきことは、国際紛争の解決手段として武力を行使する一員になることなのか、武器の輸出入をしやすくして誰かの死傷の犠牲の上に儲けることなのか。いいえ。まず、私たちがすべきは、どのような歴史の上に立つて現在の日本を生きているのかということを知ることでしょう。その上で、憲法九条についてどう考えたらいいのか、国際紛争を解決しようという時、日本はどう国際貢献したらよいか、などの問題を論議する必要があるのだと思います。

私たちが求めなければ  
ならないのは、  
戦争の正義ではなく、  
非戦の決意である。  
ダグラス・ラミス

### 日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

また、今回の「中国編」では、日本がアジアに侵攻していく中で、いかに日本の財閥が発展してい

こうした歴史の事実が隠され、ゆがめられて教えられている問題をどう捉えていくのか。それが今問われているのだと思いません。

## ダグラス・ラミス講演 聞書 No.2

06・11・9 大分市コンパルホール

## 【沖繩から見た日本】

最初に申し上げたことは、憲法はそもそも権力者に制限を与え、規則を守るように国民が政府に押しつけたものでありますから、「押しつけの憲法だから悪い」というのは筋違いで、押しつけが弱くなると民衆の権利が守られなくなるということになります。そういう意味で憲法前文にある「われら日本国民」ということが一番重要だと思います。

大日本帝国憲法から考えますと、今の憲法は改正という手続きを取っていますが、憲法の中味を見ると「新憲法」なのです。改正というのは、基本的な原理はそのままにして一部を変更することなのですが、この場合は「天皇の命令から国民の命令」と逆転していますから、改正ではなく国の造り直しなんです。政府がかわると共に国民のアイデンティティーがかわるわけです。帝国憲法の中には「市民」というものはなかった。法的な存在は「臣民」なのです。政府に従い政府に尽くすものという意味で、政府に疑問を持ったり反論を持つこととは許されぬものとして位置づけられています。今の憲法は「市民社会」に定義され直されています。私たち自身が主権者としての市民・新しい自分に築き直されることがあるわけです。

今提案されようとしている自民党の「新憲法草案」は、政府のやり方が変わるだけでなく、国民の定義もかわると思いますので、そのことに注意しておかねばならないと思います。今は「政治には興味がない」というような「ノンポリ」というあり方がありますが、

彼らの「無関心権」が今の憲法によって保障されているわけです。帝国憲法では「五人組」とか「となり組」とか「翼賛会」とかが社会の隅々まで組織されていて、政府のプロジェクトに参加せざるを得ない仕組みが組まれていました。社会に関心がないとか、興味がないということが許されなかったわけです。新憲法で、一気に帝国憲法に戻るということはなくとも「無関心権」をなくすというのが、新憲法制定の意図の一つだと思います。

臣民から国民・市民という変化があったのですが、1945年までは、朝鮮半島や台湾に住んでいる人、樺太や琉球に住んでいる人達もみんな「臣民」の中に入っていたわけです。政府の同化政策があり、大東亜共栄圏の皇民であることが強制されていたのです。ですからポツダム宣言の受諾という段階で「われら」が一気に減りました。朝鮮半島や台湾に住んでいる人にとってポツダム宣言の受諾は解放だったわけです。けれども琉球列島に住んでいる人達にとつてそれが何であつたのか非常にわかりにくいわけです。解放と感ずる人もいたのでしたが、アメリカの戦利品になつてしまつたわけです。大和ユーからアメリカユーになつてしまつたわけです。日本国憲法ができた時、琉球列島にいた人達は「われら」に入ることとはできなかったわけです。

日本の中で自分たちが闘い続けて、長い間運動して今の憲法を手に入れたのは沖繩の人達だけです。いわゆる復帰運動がそれであつたわけです。日本国憲法のもとに復帰できれ



ば米軍は無くなるはずだと。1945年以降、アメリカの支配下にあり、戦争がズーッと続いている状況でしたから、復帰して「日本の平和憲法のもとに帰る」ということは、沖繩の戦後そのものを意味するものでもあつたわけです。でもその望みは叶えられませんでした。だから返還後も米軍の基地の返還闘争が今日まで続いているわけです。

## ※交戦権の削除

自民党の「新憲法草案」を読んだことありますか。ホームページを開けば見ることが出来ますので是非お読み下さい。現憲法と読み比べてみるといういろいろ解つてくると思います。重要な一つが、「前文」です。「前文の「われら」という言葉が無くなっています。われら日本国民はという主語が曖昧にされて、「日本国民は自らの意志と決意に基づき、主権者としてここに新しい憲法を制定する」とあります。「われら日本国民」という言葉を消した意味は「彼ら」という意味で国民を位置づけようとしているのだと思えます。全体としての意図は、国と国民の造り直しをするという目的を持っているのだと言えます。

今一番問題にされているのは9条のことですが、9条は抜本的に変わります。9条の1項は変わりませんが、2項では自衛軍を持ちますとなつています。9条の中で最も大切な意味をもっているのは、2項の「国の交戦権はこれを認めない」ということですが、これが削除されています。

交戦権というのは戦争で人を殺しても罪にならないというのを認める法律で、国の命令に従い戦争法に従つていけば、何人殺しても何千人殺しても罪にならない。罪にならないばかりでなく、沢山の人を殺せば勳章を貰えてヒーローになれるという「魔術」の言葉

なのです。行為の中味は殺人であります、決して罰せられることはない。交戦権を認めることで評価が変わるわけです。今の憲法は「国の交戦権はこれを認めない」となっていますから戦争はできません。政府に国際紛争の解決の方法として、軍事的な威嚇や戦争をしてはならないという国民からの命令です。

人を戦場で殺す権利を政府に持たせない。実定法ですから、できるだけ戦争は避けたい方が良くとかというものはなく、「戦場で人を殺す権利を持たない」と定めているわけです。新憲法草案はこの文言を削除し、国会で決めるということになっています。再び戦争をしないという国民の意思を奪い、国会で決めるのだと

### ※「公の秩序に反しない」という網

人権条項も抜本的に変わります。帝国憲法にも人権条項はありません。しかし全て条件付きです。「国家の秩序に反しない限りとか、法律に反しない限り」というものです。人権条項に見えるのですが、1945年以前のことを覚えている方にははつきり解るのでしょうが、基本的人権というものは無かったと言えます。条件付きの人権は権利ではないのです。権利というのは本来的にあるもので、それを侵害してはいけないうものとして存在するわけです。新憲法草案の12条には「公益及び公の秩序に反しないように」とあり、条件が付けられています。今の憲法に「公共の福祉に反しないかぎり」という約束がありますが、「公益及び公の秩序に反しないかぎり」というのは根本的に違います。例えば60年、安保の闘争で何万人の人が国会前で集会をしている写真を見たことがあるかと思えます。その人たちは公共の福祉のために集まっているわけです。けれども彼らはある意味では公の秩序に反し

ているわけでもありません。道路をふさぎ交通の障害をもたらしているということなどです。でも、今の憲法はその人々たちを支持しているわけです。公共の福祉のために具体的な施策を要求し、戦争への道を開くような政策を拒否する国民の意思を尊重するわけです。でも新憲法草案では、「公の秩序に反するような権利はない」という。そういう違いが生じるのだと思います。

### ※地方は国の施策に口出しするな

その他に、靖国神社の参拝を許すような条項も入っています。地方自治についての变化もあります。地方自治は主権在民の具体的な形なのですが、新憲法草案には「住民に身近な行政」という言葉が入っているわけです。国の政策に口だしするなということでしょう。例えば、地方自治体が「非核宣言」を出したりということがあるわけです。一番うるさい自治体は沖縄です。辺野古や名護市、読谷などの市や町が基地問題を中心にして国に口だしをし、それを巡って国にさまざまな要求をしているわけですが、そういうことをさせないような条項として「住民に身近な行政」という言葉がかぶされているのではないかと思います。国の政策に口を出すなというものです。もう一つは95条、「二つの地方公共団体のみに適用される法律を一方的に作ってははいけません」というものですが、それを削除しています。それも多分沖縄だと思います。沖縄は歴史的に日本の植民地ですから、特別な法律を作りたがるわけです。いずれにしても自民党は「日本国の再生」をねらい、日本国民をかえようとしている。今の憲法で国民が墮落しているとか、怠けているとか、いうことを聞かない。権利意識だけあってわがままだ。女性も生意気だし、そういうことを新しい憲法で直したい

ということなのです。

### ※平和憲法は沖縄に来たことがない

もう一度沖縄の話に戻りますと、沖縄で「平和憲法は一度も沖縄に来たことがない」といいます。どういう意味であろうかといえ、大和と同じ制度に入っていないながら、復帰後沖縄の米軍基地は減ることもなく自衛隊の基地までできてしまった。具体的な数字で言えば、日本の領土の0.5パーセントしかない土地に、在日米軍基地の75パーセントが沖縄にあるということなのです。大分に75パーセントの基地があるとするればおかしいと思うでしょう。海兵隊は大分にも毎年来ていますし、自衛隊の大きいものがあると知っています。自衛隊の大きいものがあるということは知っていますが、あんな狭い地域にそれだけの基地が常設されているということはどういふことでしょうか。沖縄の人は基地に対していろんな不満があります。耳がおかしくなるほどうるさいし、事故や事件もある。日本政府はそれに代わる支援もしているのだから喜べると言いますが、基本的に「差別」だと受け止めているわけです。やはり沖縄は植民地扱いだと感じているのです。

「日本国憲法は来繩に1度も来たことがない」というのは単なる怒りの表現なのかというと、そういうことだけではないのです。1948年、占領軍がまだ日本にいる時、アメリカの国務省が「一番有能な外交官、ジョージ・キャナンという人を東京に送った。何故かという、マッカーサーは平和憲法を作り、日本兵を作らないと約束してしまっただけです。しかし世界の情勢は冷戦構造が厳しくなり、アメリカは軍事を強化しなければならなくなった。国務省は「早く日本軍を作りなさい」と言ったわけです。マッカーサーはそれはダメ

だといったのです。日本は今疲弊していてそれだけの力もない。そして平和憲法は日本人に受け入れられているので、約束を破り軍隊を作るためには相当な強制をしないといけないであろうから作れないと。ところがそのあとが問題なのです。「日本兵は作らないけれども、沖縄があるから大丈夫だ」と。これからの戦争は空からの攻撃が中心になるであろうから、沖縄に大きな基地を作ればそこからアメリカ力を守ることが出来る。だから「ちゃんとした基地を早く作りなさい」と。48年の段階では、アメリカ政府は沖縄をどうするかということを決めていなかったのです。基地はありましたが、臨時的な仮の建物、カマボコ兵舎というような基地でした。沖縄にアメリカ軍の常設の基地を作りなさいと。その時から永久に残るような基地の建設が始まるわけです。そこで平和憲法と沖縄の基地が同じ憲法の裏表というような形になっていったわけです。日本の平和憲法の嫌な副作用が沖縄に集約されたということです。1955年に始まった砂川闘争というものがありません。日本の平和運動の神話的な立派な運動で、立川基地をなくしたのです。けれどもそのツケは沖縄に行つたのです。

※なぜ安保が問題にならないのか

元海兵隊員で平和運動をやっているアレン・ネルソンさんから聞いた話なんだけど、北海道で海兵隊の反対運動をやっている時、反対をする人達の中に「帰れ・帰れ・沖縄に帰れ」と叫んでいた人がいたということです。沖縄に米軍がいることの法的根拠は日米安保です。私が日本の反戦運動に関わり始めた1969年あたりでは「安保粉砕」が中心の運動でした。どのデモに参加しても「安保粉砕」でした。日本の戦後を考

え、平和運動をやる時、安保ということを考えるのが常識だったのです。最近「安保粉砕」のシュプレヒコールを聞いたことがありますか。今でもごく少数ではありますが安保反対をやっている人はいます。60年あるいは70年の平和運動に関わった人達です。若者の間で、あるいは大学のキャンパスで安保についての勉強会を作ったかどうか、と言つても「安保つてタサイ・怖い・暗い・関わりたくない」という答えが返つてくるのです。今憲法を守る運動はかなり盛り上がりつつありますが、安保粉砕の運動はほとんど聞かれません。どういふ事なのですかね、ほとんどの人は安保条約に賛成か、反対ではないということでしょうね。ということは、沖縄に米軍基地が残つても良い。そして平和な日本を護りましょうということでしょうか。その矛盾があるわけです。

沖縄でこういう話があります。いわゆる県外移設と呼ばれるもの。沖縄の基地を大和に平等に配るべきというものです。今回の知事選の野党候補者、糸数慶子さんは選挙運動をやり始めた時「県外移設でも良い」と言いましたがすぐに訂正しました。多くの沖縄の人はそういう思いを持っているのですがタブーなのですね。沖縄から日本を見ると平和憲法を護ろうと言っていますが、安保条約をなくすような運動はあまり無い。多くの人が基地をなくすための努力をしているように見えない。であるならば米軍基地があつても良いということになる。であるならば大和の人は自分たちで責任を持って移転問題を考えるのがフェアでないですか。と言う考え方です。沖縄は安保反対なのです。安保ができたとき、沖縄は復帰してないからその議論に加われなかったのです。県外移転というのは嫌な話ですのでタブーなのですが、そういう風に

考えている人は結構沢山いるわけです。

最後の問題提起として、在日米軍の基地問題と、安保をどうするのかというのを提起したいと思えます。そのことについて沖縄から県外移設という声が上がっている、それに対してどう反論するのかということなんです。時間もなくなりましたのでこれで終わりにします。

(文責・日野 詢城)

質疑

\* 大学生で福岡の出身。昔は福岡にも米軍基地があつていやだったのですが、沖縄のお話を聞いて考えさせられました。民主主義の一番の恐ろしさは、多数決で少数の人が犠牲になるということです。多数の横暴という言葉もあります。沖縄に住んでいないと沖縄のことがわからない。独立したいと思うほど捨て石にされている。そういうことを先ず知らなければならぬと思います。大多数の人が幸せになるために少数の人が犠牲になるということを克服するにはどうすればいいのかわかして下さい。

※ ほぼ質問に答えられた形になっていますので、私が答えるまでもないのだと思いますが、民主主義は、多数決だけではない。国民が総て同化されて区別がないときは多数決は意味があるのですが、国の中に多数が取れないマイノリティーがいた場合、多数決はとて抑圧的なことになるわけです。でも、こういう事は可能になるのではないかと考えています。日本政府は国民投票法案をおと

す。そして国会で3分の2以上の賛成を得て国民投票をする。その時沖縄以外の総ての県が過半数の賛成を得て新憲法を認めたとします。でも沖縄だけは反対する。それはあり得るのです。その場合、沖縄はその決定に従う義務があるでしょうか。沖縄にはもう一つの選択肢があると思います。復帰を考え直すことです。平和憲法を選んだがゆえに復帰したという経緯から、それが無くなった場合、大和と付き合う理由に何があるのかということを考える権利があると思います。むづかしいことなのですが。

\* 子供たちには絶対戦争はダメだと言っているのですが、「やられたらどうするのだ」というところて言い返せない。その辺のところを：

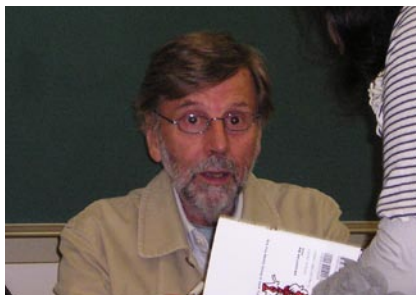
※ いろんな答えはあります。日本の場合を考えますと、自衛隊があり、米軍もいる。それはアメリカの核の傘下にいるということでもあるわけです。北朝鮮が核実験をしたと騒いでいるのですが、日本とアメリカは北朝鮮に核の威嚇を半世紀前からやっている。それも意識しないといけないのですが、平和憲法を実現すると考えるなら、その精神に従って日本を造り直さねばならないということがあります。自民党政治を変えなくてはならないのです。全く別な政府を造り直すくらいの活発な日本市民社会ができるなら、外から侵略されても非暴力抵抗運動で追い出すことはできると思います。それが答えの一つ。インドのガンジーが非暴力抵抗運動で、当時最強の軍隊を持っていたイギリスを追い出した。イギリスは非暴力抵抗運動のもとでインドにいるのは無理だとわかって、平和的にインドを離れたということが

あります。非暴力抵抗というのは弱いものではなくて、ものすごい力を持っているのです。

もう一つは、もし侵略されたらどうする、という問いに対して、もし日本が北朝鮮を侵略したならどうする、中国を侵略したらどうするということですが、

その方が圧倒的に可能性が高い。その方が怖い。強い軍隊を持つ国はすぐに冒険を始めるのです。なにかの理由を作って戦争を仕掛けるのです。強い軍隊を持つということは怖い。どちらの可能性が高いのかということの証明は歴史なんです。現実主義者になろうとするなら現実を見なければなりません。現実というのは、歴史なのです。日本史を見てみます。日本の軍勢力が一番あつた時、暴力によって日本人が一番多く殺された。その時が一番軍勢力があつた時なのです。だから軍隊があれば安全というのは最も愚かな神話なんです。軍隊があると怖い。攻められるより攻めることの恐れが現実的にあるわけです。今の総理大臣はそれをやる権利があると言ったことがあるのです。アメリカもイラク戦争を早く片付ければやる可能性は充分にあります。そっちの方が恐ろしいのです。

\* 今まで義務として憲法があつたように感じていたのですが、権利として憲法があるのだということに改めて教えられました。質問したいのは、教育基



本法の改正についてラミスさんはどうお考えでしょうか。

※ 日本がどこか海外に侵略をしたいということを考えているということもあるかもしれませんが、新憲法草案の直接の目的は日本人にあるわけですが、もっと誇りを持った「臣民」になってほしいと。教育基本法を変えたいということも同じです。憲法で政府と国民の関係を造り直し、次の世代をもっと臣民的に育てるために教育基本法を変えようと。同じ目的だと思えます。それに抵抗するサバイバル作戦は「愛国心」を考え直すことだと思えます。国のやり方は汚い、けれどもそれを直そうとしている人達が一番国を愛する人達だ。自分の国が汚いことをやっていることを見てられない、我慢できないという人達が本当の愛国心の持ち主であると思います。あるいは環境を愛することも愛国心です。この山、この海環すな、汚染するな。それが美しい日本。そういう愛国心を教えたらいいいのではないのでしょうか。

\* 核保有国が北朝鮮の核実験を批判しているのですが、保有国自身の核の存在についてどういう批判なりお考があるのかを、アメリカ人の立場でお答え下さい。

※ 韓国はいわゆる「太陽政策」をとり、クリントンも太陽政策に協力するということでした。そしてブッシュ大統領になってその政策を変えたわけですが、トルーマン大統領からクリントン大統領までは、封じ込み政策。敵が軍勢力を拡大しようとすればそれを封じ込むという政策でしたが、ブッシュ政権は

